

着くことは容易なことではない。

本事件の実行に際し、加害少年は、周囲を気にすることなく実行に及ぶことが出来たと想定される。

団地街のプライバシー確保も当然必要であるが、団地も街区を形成する一建物要素として、街区空間の安全確保に定常的な視線を提供する資源という観点からの団地街設計思想が求められる。



写真15 安定しない団地街からの視線。

(3) 第1及び第2事件発生地点及びその周辺地区に共通しての空間的問題点

ア. 計画性なく交差する小街路の形成（形成される迷路性=Point12）

第1及び第2の事件現場の地区に共通して小街路が縦横に走っていることが指摘できる（写真16・17・18）。団地街が形成される前、あるいは形成中に生じた人の踏み後の「獣道」がそのまま、利便性だけ強調されて、しかたなく未整備な街路として住民に承認されている感がある。

こうした小街路が存在することにより地区の迷路性は高まり、不審者が突然出現しても「不審」と感じられず、それだけ不審者の進入及び逃走が容易になつていると診断される。地区の迷路性は、その地区を熟知した犯罪者にとっては、逃走を極めて容易にする最大の条件で

あり、犯罪発生にとって非常に危険な要素といえる。

地区全体の街路におけるアクセス・コントロールの再点検が必要である。この点の改善がなければ、今後再度、この地区内において犯罪弱者を被害対象にする悪質犯罪の発生があっても不思議ではない、といえる。



写真16 この向こうに大団地街があり、被害少女も住まっていた。



写真17 この道が・・・・・・(写真18へ)。



写真18 少女たちの普段の通学路。

イ. 無目的で無計画な小空地の存在（点在する空間の無有責性＝Point13）

本地区の特徴の一つとして無目的あるいは計画性なく小空間がスポット（点）的に散在していることが指摘できる（写真18）。

この小空間は、無目的あるいは計画性がないため管理主体が不明で有責性や領域性（ここは自分たちの空間という意識）が希薄化している。そのため、誰でもが誰からも何をしても咎められることのない無規制な空間と化しており、不審者の潜伏が容易となっている。

こうした有責性や領域性の不存在は、一般的に、このスポットに留るのでなく、逆に、このスポットから周縁空間に拡張して行くものである。そういう意味で、こうした有責性に欠けた小空間の存在を許し続けている本地区には、住民の領域感（ここは自分たちの町感）が、その心理の深部で希薄化が進んでいると診断しなければならないかも知れない。